

被災地派遣レポート〈第90回〉

主税局杉並都税事務所総務課 菊田 真衣子さん

1 東日本大震災における岩手県の被害状況

東日本大震災により、岩手県は沿岸部を中心に甚大な人的、物的被害を受けました。平成25年2月末時点で、県内の死者・行方不明者は約5,800名、住家の全壊・半壊数は約25,000棟となっています。死者・行方不明者はほとんどが、家屋倒壊の被害も9割以上が沿岸部に集中しました。

2 岩手県復興局の組織について

岩手県では、復興局生活再建課被災者支援担当へ配属になりました。復興局は、総務課、企画課（平成25年度から、両課を併せて総務企画課へ改編）、生活再建課、まちづくり再生課、産業再生課で構成されています。生活再建課には被災者支援担当と相談支援担当があり、被災者支援担当は被災者の支援、義援金の配分、生活再建支援金や災害弔慰金の支給に関することなどを担当していました。また、相談支援担当は沿岸4地域（久慈、宮古、釜石、大船渡）に設置された被災者相談支援センター、NPO・NGO等との連携に関することや被災者への情報提供に関することなどを担当していました。

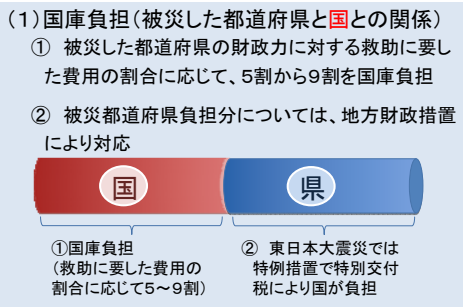
3 業務内容報告

以下に私が派遣期間中に従事した主な事務について報告します。

① 災害救助費の精算に係る業務

今回の震災では、災害救助法が適用されました。救助法に基づき様々な救助が行われましたが、災害救助費は概算で交付されたものに対し、実際に要した費用を後から精算して残額を国に返還する仕組みとなっています。平成24年度は、平成23年4月から翌年3月までの間の救助費を精算する業務がありました。復興局では、県庁の各部署が執行したものと県内の各市町村が執行したものをそれぞれ取りまとめ、厚生労働省の精算監査を受ける準備を担当し、私は県職員の方と組んで指示を受けながら精算監査の準備を行いました。

3-① 災害救助法による救助の費用負担



災害救助法による救助

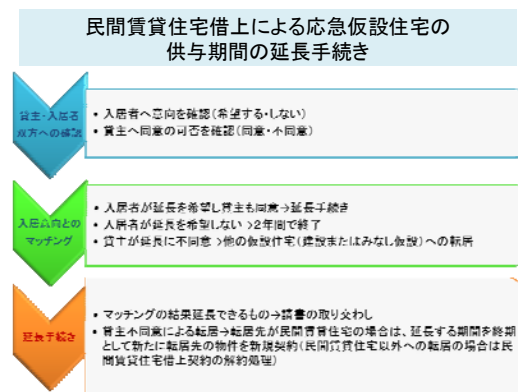
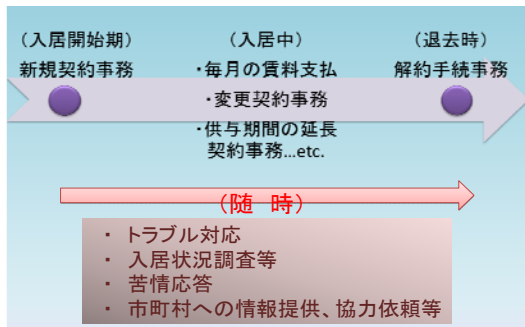
- 避難所の設置
- 炊き出しその他による食品の給与
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療
- 学用品の給与
- 埋葬
- 障害物の除去
- 輸送費及び賃金職員等雇上費
- 実費弁償(救助事務費)
- 応急仮設住宅の供与
- 飲料水の供給
- 災害にかかった者の救出
- 災害にかかった住宅の応急修理
- 死体の処理
- 死体の処理

② 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与に係る事務

災害救助法による救助の中に、応急仮設住宅の供与があります。これは、住家の全壊、全焼又は流出により居住する住家がない方で、自らの資力で住宅を得ることが出来ない方に住宅を供与するというものです。仮設住宅には大きくわけて、プレハブの仮設住宅を建設するものと、民間の賃貸住宅や公営住宅などの既存の建物を仮設住宅とみなすものがあります。今回は津波により多くの住家が流失し、リアス式海岸の地形で少ない平地がそろって津波の被害を受けたため、仮設住宅の建設用地の確保も難航しました。

そのため、沿岸部から多くの被災者が、流失を免れた地区や内陸部の民間賃貸住宅へ避難していました。民間賃貸住宅を借上げた応急仮設住宅(以下、民賃と省略)は、県が貸主との間で被災者を入居者とする賃貸借契約を締結しました。当初の契約期間は応急仮設住宅の供与期間である二年間でしたが、とても二年間で住宅の再建が出来る状況になく、国は仮設住宅の供与期間の延長を認めました。民賃も建設された仮設住宅に準じてまず一年間延長することとなり、早い方では平成25年3月中に二年間の契約期間満了を迎える入居者が居ました。さらに、多くの入居者は平成25年3月から6月頃の間契約期間満了を迎えることから、24年度中に早急に供与期間の延長事務を行うことが求められました。そこで、岩手県での延長処理方針を策定し、入居者への周知と意向調査の郵送事務や、その回答を管理するための枠組み、臨時職員の業務の振分けなどに取り組みました。

3-② 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与



また、福島県からの原発事故の避難者は平成24年末まで新規入居が認められていた

ため、新規契約の事務や、既契約の案件（約4000件）を管理する台帳の整備、民賃を退去する際の事務などに従事しました。

（業務対応例）

新規契約	平成24年度は主に福島分と特殊事情による転居
<ul style="list-style-type: none"> 福島県からの避難者については、平成24年12月28日受付分まで契約 近隣トラブルや貸主の延長不同意により、転居したものの新規契約 	
変更契約	貸主や入居者の変更など
<ul style="list-style-type: none"> 貸主の死亡などによる契約者や賃料の振込先の変更（相続） 入居者の死亡、婚姻、出産等による構成員の変更 など 	
解約手続き	退去の申出を受け、解約処理
<ul style="list-style-type: none"> 入居者から解約申出を受け、貸主に最後の賃料の精算について連絡 毎月の賃料の自動継続支払を止める など 	

（業務対応例）

賃料支払	一括支払のシステムを業務委託
<ul style="list-style-type: none"> 毎月の支払については、一括支払のシステムを業務委託 履行確認により、支出処理の簡略化 	
トラブル対応	近隣トラブル、ストーカー、設備費関係
<ul style="list-style-type: none"> 近隣とのトラブル（騒音、精神障害の入居者、関係悪化等） ストーカーが原因と思われる空き巣被害（転居事例） 設備費を県が貸主に対して負担した物品の取扱について 	
入居状況把握	郵送物返戻、長期不在者等への対応
<ul style="list-style-type: none"> 郵送物が何度も返戻になったり等、入居の実態がない可能性がある物件や、長期不在者等への戸別訪問 契約延長等で連絡がつかない貸主への訪問 など 	

仮設住宅の特徴（プレハブと民賃の比較）

（被災者から見たメリットとデメリット）

	メリット	デメリット
建設した仮設住宅（プレハブ）	<ul style="list-style-type: none"> 各種支援制度や民間からの支援が行き渡り易い 入居にあたり市町村の裁量をとり易い 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の構造があくまでも仮設（寒さ、近隣の音、狭さなどの問題がある。追い炊き・物置は平成24年度に追加で設置した）
みなし仮設（民間賃貸住宅借上）	<ul style="list-style-type: none"> 入居にあたり、入居場所など決められた条件の範囲で選択することができる 早期（プレハブ仮設の建設前）に入居が可能であった 	<ul style="list-style-type: none"> 各種支援制度の情報や民間からの支援などが行き渡りにくい 入居や供与期間の延長に関する手続きがプレハブより面倒

仮設住宅の特徴（プレハブと民賃の比較）

（供与側（行政）から見たメリットとデメリット）

	メリット	デメリット
建設した仮設住宅（プレハブ）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村である程度入居者の状況の把握ができるので、支援の情報提供等を漏れずに行うことができる 入居等にあたり、裁量をとり易い 	<ul style="list-style-type: none"> 建設・維持管理等の費用、労力などのコスト面
みなし仮設（民間賃貸住宅借上）	<ul style="list-style-type: none"> 建設・維持管理を行政が行わないので、コストが安い 入居者に早期に仮設住宅を供給できる 	<ul style="list-style-type: none"> 延長などプレハブに準拠した取扱いなので、一般的な慣例と合わない面がある 借主として県がどこまで踏み込んだ対応が出来るかの線引きが難しい 延長の対応が大変 など

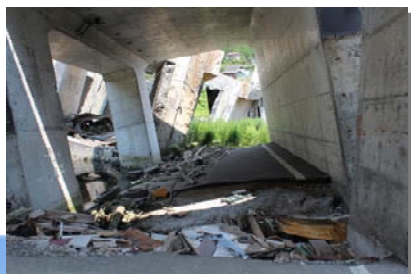
4 長期派遣に従事して

この度の派遣では、多くの方のご支援のおかげで任期を満了することが出来ました。災害時の職員派遣には初動の迅速さが求められますが、加えて長期派遣では多くの部署の調整や連携があって円滑な職員派遣が可能になることを実感しました。一年を振り返って、派遣先、派遣元双方の方々の方心両面でのサポートが不可欠だったと感じています。また仕事上でも私生活でも多くの県民の方と話す機会に恵まれ、実際に震災や津波を目の当たりにした経験や、仮設住宅内での転倒で実際に怪我をされた方に出会うなど、思わぬ形で被災者の避難生活の現実を知ることもありました。県や国の復興政策に対する、県民の方の飾りのない意見を聞くことが出来たことも、よい経験となったと思います。また、災害救助について、予算や執行の仕組みの面から勉強できたことも貴重な経験となりました。

個人的には岩手では周りの方々に助けられたことばかりが思い出されます。被災された方々や、今なお復興に従事されている方々が、安心して元気に暮らせる日が一日も早く訪れることを願っています。そして、今後も岩手の方々への感謝の気持ちを持ち、観光や自然、農林水産物などたくさんの岩手のよいものを東京でPRすることで、引き続き微力ながら被災地の復興に協力していきたいと思えます。

最後に、派遣先、派遣元で支えてくださった多くの方々に、この場をお借りして御礼申

し上げます。一年間、本当にありがとうございました。



(岩手県釜石市唐丹地区)
襲来した津波には巨大な堤防が
大きく破壊される程の威力があった



(岩手県陸前高田市)
平成24年6月末に撮影。
被災前の面影が全くうかがえない
ほど、津波は街ごと流してしまった。

